

ウクライナ情勢を受けて避難した学生の教育研究活動の継続を支援するために受け入れた者に係る検定料、入学料、授業料及び寄宿料の免除に関する特別措置要項

令和4年5月18日

学 長 裁 定

改正 令和6年4月17日

(趣 旨)

第1 この要項は、今般のウクライナ情勢を受けて避難した学生の教育研究活動の継続を支援するために受け入れた者に係る検定料の取扱い並びに群馬大学入学料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（平成16年4月1日制定。）に定める入学料、授業料及び寄宿料の免除の取扱いに関し、特別の措置を定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料免除の対象)

第2 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）免除の対象は、今般のウクライナ情勢を受けて避難した学生で、学長が受け入れを許可した者を対象とする。

(授業料等免除の額及び許可)

第3 授業料等免除の額は、原則として全額とし、許可は学長が行う。

附 則

この要項は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。